

14 福祉指導課

(1) 社会福祉法人の定款変更の許認可等

① 概要

社会福祉法人は「社会福祉法」の規定に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人であり、その設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出の受理などの事務については厚生労働省又は地方公共団体（都道府県・市）が行うこととされています。

事業の区域が、一の都道府県・市の管轄区域に限られている場合は、それぞれの都道府県・市が所管しています。一方、二以上の都道府県で事業を行う場合は、厚生労働省の所管となりますが、その行う事業が※特定の要件（ア～エ）に該当する場合には厚生労働省本省が所管となり、本省所管以外の場合については、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局が所管となります。

なお、厚生労働省及び地方厚生局が所轄庁となる社会福祉法人にかかるその設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出手続きについては、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする都道府県を経由して行われます。

※特定の要件

- ア 全国を単位として行われる事業
- イ 地域を限定しないで行われる事業
- ウ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- エ 上記に類する事業

② 実績

	24 年度	25 年度	26 年度
所管社会福祉法人数 (年度末)	75 法人	82 法人	87 法人
定款変更の認可	45 件	44 件	52 件
定款変更の届出	18 件	12 件	16 件

(2) 社会福祉法人の指導監査

① 概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として、社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき所轄庁が実施するもので、法令等に照らし運営等に不備がある場合には文書で改善指導を行っています。

社会福祉法人の指導監査には、所定の周期で実施する「一般監査」と、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施する「特別監査」があります。

② 実績

	24 年度	25 年度	26 年度
一般監査	21 法人	28 法人	22 法人
特別監査	1 法人	0 法人	1 法人

(3) 府県市が行う社会福祉法人指導監査に対する助言

① 概要

府県市が行う社会福祉法人指導監査に対する助言は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、府県市（政令指定都市、中核市）が行う管内の社会福祉法人に対する指導監査の実施状況について確認するため実施するものです。

② 実績

	24 年度	25 年度	26 年度
実施状況	1 市 (対象 20 府県市)	1 市 (対象 21 府県市)	1 市 (対象 21 府県市)

(4) 介護保険法等に基づく市町村に対する助言

※当該業務は平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

介護保険業務に係る市町村に対する助言は、介護保険法第 197 条及び地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、市町村が行う介護保険事業のうち地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督事務等の実施状況について確認するため実施するものです。

② 実績

	24 年度	25 年度	26 年度
実施状況	6 市 (対象 201 市町村)	19 市 (対象 201 市町村)	6 市町 (対象 201 市町村)

(5) 地域密着型サービス事業者の指導

※当該業務は平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

介護保険施設等に対する実地指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法第 24 条の規定に基づき実施するものです。

近畿厚生局では、地域密着型サービス事業所のうち指定認知症対応型共同生活介護事業所を対象として市町村と合同で実地指導を行っています。

② 実績

	24 年度	25 年度	26 年度
実施状況	6 事業所	19 事業所	6 事業所

(6) 介護サービス事業者の業務管理体制に関する届出の受理

※当該業務は平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

介護保険法及び老人福祉法の改正により、平成 21 年 5 月 1 日より、介護サービス事業者による法令遵守の履行を確保し、不正行為の発生を未然に防止するとともに、介護サービスの利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備と届出が義務づけられました。

この届出は、指定等を受けている事業所等の所在地が二以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所の所在地が二以下の地方厚生局の管内にとどまる事業者にあつては地方厚生局（三以上の厚生局にまたがる場合は厚生労働本省）に、地域密着型サービスのみを行う事業者であつて、指定を受けているすべての事業所等の所在地が同一の市町村に所在する事業者にあつては市町村に、前記のいずれにも該当しない事業者は都道府県にそれぞれ行います。

② 実績

		24 年度	25 年度	26 年度
所管事業者数（年度末）		215 事業者	229 事業者	244 事業者
届出数	介護保険法第 115 条の 32 第 2 項（整備）	5 件	2 件	8 件
	介護保険法第 115 条の 32 第 3 項（届出事項の変更）	46 件	39 件	99 件
	介護保険法第 115 条の 32 第 4 項（区分の変更）	31 件	31 件	35 件

(7) 介護サービス事業者の業務管理体制の確認検査

※当該業務は平成 27 年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

介護保険法第 115 条の 33、第 115 条の 34 等の規定に基づき、介護サービス事業者等に対して業務管理体制の整備に関する検査を実施するものです。

介護サービス事業者業務管理体制確認検査には、業務管理体制の届出内容を確認するために定期的実施する「一般検査」と、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施し、不正事案等に対する組織的関与の有無等を確認する「特別検査」があります。

また、厚生労働省本省と地方厚生局は、均一な検査水準の確保を図る観点から、都道府県及び市町村が実施する業務管理体制の整備に関する監督事務について、介護保険法第 197 条第 2 項の規定に基づき報告の徴収等を実施しています。

② 実績

	24 年度	25 年度	26 年度
一般監査	36 事業者	42 事業者	42 事業者
特別監査	1 事業者	2 事業者	1 事業者
報告の徴収	6 市	18 市町	6 市町

(8) 地方公共団体への事務・権限の移譲について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）が平成 26 年 6 月 4 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日より施行されました。

同法律の施行により、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、近畿厚生局が行っていた介護保険法に係る事務・権限については、平成 27 年 4 月 1 日より都道府県へ移譲しました。